

第4回砂川市総合計画審議会 議事録

日 時：令和2年3月25日 午後3時00分から午後5時00分

場 所：砂川市役所 本庁舎3階 大会議室

出席者：

【審議会委員（会長、副会長、以下五十音順 敬称略）】

会長 其田勝則、副会長 岡本昌昭、石家裕二、大橋俊彦、河端一壽、北市裕之、久保敬介、熊谷仁美、齊藤邦宏、佐々木孝一、佐藤大将、瀬戸敏子、坪江利香、中道盛之、松原重俊、明円 亮、山崎義彦、山田 巖

欠席者：高西浩未、高村雄渾、八戸めぐみ

【砂川市関係者】

総務部長 熊崎一弘、市民部長 峯田和興、保健福祉部長 中村一久、経済部長 福士勇治、建設部長 近藤恭史、建設部技監 小林哲也、教育次長 河原希之、市立病院事務局長 朝日紀博、市立病院事務局審議監 山田 基、消防長 青木 治、消防本部次長 袖野款司

【事務局】

政策調整課長 井上 守、政策調整課長補佐 玉川晴久、政策調整課企画調整係長 谷地雄樹、政策調整課企画調整係主任 藤田美穂、政策調整課企画調整係主事 長谷川 亮、政策調整課企画調整係主事 高橋宏輔

1. 開会

総務部長：皆様、本日は大変御多忙のところ、御出席いただき誠にありがとうございます。ただいまから、第4回砂川市総合計画審議会を始めます。当初の予定では2月27日ということでご案内を差し上げておりましたが、新型コロナウイルスの関係でやむを得ず延期をしたところです。まだ終息には至っていませんが、本日審議会を開催させていただいたところでございます。

2. 会長挨拶

総務部長：それでは、はじめに会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長：皆様大変ご苦勞様です。ただいま話しあったように、新型コロナウイルスの関係で、2月の後半から3月にかけてほぼ全ての会議が中止となりました。まだ終息には向かっていないような状況ではありますが、いつまでも何もしないわけにもいかないですし、通常の生活に戻れるように、色んな形で協力していただければと思います。1月の後半に各部会を開催してから2か月が経っていますが、今回はそれらのまとめから入っていきたいと思いますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

総務部長：ありがとうございました。本日は、委員 21 名中、現在のところ 16 名の出席をいただいておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。会議の議長は、会長にお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

3. 議事

(1) 報告事項

会 長：それでは、次第に沿って進めて参ります。はじめに、(1) 報告事項ということで、①「基本施策・基本事業の取りまとめ状況について」事務局から説明をお願いします。

事務局：報告事項の①「基本施策・基本事業の取りまとめ状況について」のご報告となります。この「基本施策」と「基本事業」については、各専門部会をこれまで3回開催し、それぞれの専門部会において、取りまとまったものであります。使用する資料としましては、資料1から資料4になります。

まず私から、各資料がどのような資料なのかを説明させていただき、その後に、策定委員会の部会長より、第7期計画の策定にあたって、新たな課題等に対応するために、計画へ反映した部分など、主な点について説明をさせていただきます。

それでは、資料1から資料4について、順次説明をします。資料1は、第6期計画と第7期計画の基本施策・基本事業の項目を比較したものです。左側が第6期計画、右側が第7期計画の項目となっています。次に、資料2は、第7期計画全体の基本施策・基本事業の項目を一覧にしたものです。全体で、34施策、94基本事業となっているところです。次に、資料3は、左側は、「基本施策」と「その基本施策の目標」、右側は、左側の基本施策を構成している「基本事業」と「その基本事業のねらい」になっています。専門部会で協議いただいた際には、基本施策・基本事業ごとに1枚のシートでありましたの

で、こうして基本施策と基本事業が左右前後に並ぶと、また、関連やつながりから見えてくるものもあると思います。何か、お気づきの点がありましたら、お聞かせ願いたいと思います。次に、資料4は、「基本施策」の「現状と課題」の部分だけを抜き出したものです。この「現状と課題」についても、並べてみますと、いろいろと見えてくるものもあるかと思いますが、何かありましたら、お聞かせ願いたいと思います。特に、文面につきましては、市の状況に限らず、広域的な状況ですとか、施策を構成している基本事業を取り巻く状況など、なるべく書き漏らさないようにしてきたこともありますので、文字数のバラつきや、細かすぎる表現の書き込みなどありますが、今後、整理をさせていただきたいと思います。

以上で、私からの、資料の説明は終わります。引き続き、策定委員会の部会長より、第7期計画策定にあたって、基本施策・基本事業で変更した点ですとか、新たな課題等への対応など、計画へ反映させた部分について、説明をさせていただきます。

それでは、取りまとめております資料の部会の並びに沿って、「生活環境・防災部会」から順にお願いします。

市民部長：私のほうからは、配布資料の1ページを中心に説明させていただきますので、1ページをご覧ください。「第6期と第7期の基本施策・基本事業 項目比較」の①生活環境・防災部会についてご説明致します。左側が「第6期総合計画」で、右側が今回の「第7期総合計画」の基本施策、基本事業であります。第6期総合計画から変更した内容を上から順に説明致します。

基本施策1.（循環型社会）の「ごみの適正処理とリサイクルを推進するまちづくり」では、排出される廃棄物を適正に処理するための分別収集やリサイクルするための施設である、歌志内市のエネクリーンや砂川市のくるくるなどが整備されたことや分別するしくみも整備された状況であり、今後は、廃棄物の排出抑制への取り組み等総合的な対策を推進する必要があることから、基本施策を「循環型社会の形成を推進するまちづくり」としたところであります。

基本事業につきましては、6計の基本事業2つを、適正処理を行うことで、減量化につながることから、関連性が高いものと考え一体化することでまとめ「ごみの減量化とリサイクルの推進」と致しました。

続きまして、基本施策2.（衛生環境）の「衛生的で快適な生活環境を守るまちづくり」では、基本施策は変更ありませんが、基本事業につきましては、①では、花いっぱいや緑化などと廃棄物処理での環境を区別するために環境美化を生活環境美化としております。

②のし尿処理体制の整備は、現在、石狩川流域下水道処理施設への投入が軌道に乗っていることや水洗化普及率が94%となり、し尿処理も減少していることから基本事業から削除しました。

④の公害防止対策の推進は、砂川市は現在ひどい公害が少なく、対策として行っている事務事業が少ないことから、公害防止の推進としました。

続きまして、基本施策3.（環境保全）の「地球環境や人にやさしいまちづくり」では、公共施設のCO2排出量は減少しているが、施設比で見ると半数の施設で増加していることから、職員の日常的な取組を実践することに加え、市民にもエコや省エネルギーへの取り組みを推進してもらうことから「地球環境に配慮したまちづくり」としました。

基本事業につきましては、企業や家庭における省エネルギー行動の推進を総合的に努めることから2つの基本事業を「地球温暖化防止の推進」と1つにまとめました。

続きまして、基本施策4.（安全生活環境）の「安全で安心して暮らせるまちづくり」では、飲酒運転撲滅集会の実施のほか、防犯灯への支援、無料法律相談など一定程度安全安心して暮らせる環境整備が充実し、市民の生活を中心とした施策であることから、今後は、相談窓口の維持・確保や各種啓発活動を継続的に実施することとし、抽象的な施策名から市民生活を支えるまちづくりとしました。

基本事業につきましては、①「交通安全意識の向上」と②「交通安全環境の整備」は、関連性が高いことや交通安全環境整備は、警察側での整備がほとんどであることから「交通安全の推進」に一本化し、③「防犯意識の向上」と④「地域防犯活動の推進」は、防犯の観点で関連性が高いことから一つにまとめ、関係機関・団体と連携し取り組むものとし「防犯活動の推進」としました。

⑤消費者対策の充実は、砂川市消費者協会への消費者相談の委託や無料法律相談の相談時間延長などで充実を図ってきていることから、充実から「消費生活の安定」とし、相談窓口の維持・確保など、消費生活の安定を図るものとししました。

続きまして、基本施策5.（消防・救急）の「消防・救急体制の充実したまちづくり」では、基本施策、基本事業とも第7期総合計画においては変更はございません。

最後に、基本施策6.（地域防災）の「防災意識の高いまちづくり」では、近年、多発する大規模な災害を踏まえ、防災・減災に取り組むことは重要課題であり、ハード面とソフト面を一体的な対策として進めるものとし、「防災・減災に対応したまちづくり」としました。

基本事業では、ソフト面での①「防災意識の向上」と②「地域防災力の向上」は変更ありませんが、ハード面の基本事業として「災害を防ぐ施設整備の推進」を加えました。

全体的に、生活環境・防災部会では、第7期総合計画策定にあたり、廃棄物の排出抑制がなかなか進まない現状において、適正処理、排出抑制とリサイクルを一層推進するとともに、総合的な対策を行うことから循環型社会の形成としたことや、昨今は大規模な災害が毎年発生する状況であり、防災・減災に取り組むことは重要課題であると考え、第6期総合計画では、ハード面は「治山・治水対策の推進」としていたものを施設整備の推進と広げ、防災対策を行うとともに、減災対策としてのソフト面での事業を一体的な対策として進めることとし、生活環境・防災部会で取りまとめております。

以上が最近の課題を踏まえ、第7期総合計画で取りまとめたところであり、

保健福祉部長：私からは、②医療・保健・福祉部会の基本施策・基本事業において、第6期総合計画から第7期総合計画で変更のあった点についてご説明申し上げます。

まず、基本施策1.（高齢者福祉）「高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり」であります。第6期総合計画の③高齢者及び要介護者等への支援体制の充実について、第7期総合計画では、今後、ますます、高齢者が地域で安心して暮らすことができる地域包括ケアシステムの推進が求められていることもあり、④は特に在宅生活を送るうえで必要なサービスを推進するため細分化したものであります。

次に、基本施策2.（子育て支援、母子・父子福祉）「子どもの健やかな成長を支えるまちづくり」であります。第6期総合計画では、基本施策5（健康）に位置付けていた「母子保健対策の充実」について、近年、生まれる前から子育て期まで、切れ目のない包括的な支援が求められていることから、第7期総合計画では子育て施策一環として位置付け、基本施策を変更したものであります。

次に、基本施策5.（健康）「健康づくりを進めるまちづくり」であります。今ほどご説明したとおり、母子保健対策の充実を子育て支援施策の一環としたことから、健康から削除するとともに、第6期総合計画の①健康づくり活動の推進及び③疾病の予防・早期発見・早期治療について、健康の維持・増進は、日ごろの運動や食生活に加え、がん検診などの予防を一体的に取り組むことが必要であるとの考えから、第7期総合計画では2つの項目を合わせたものであります。

次のページをご覧ください。基本施策6.（医療）「誰もが安心して医療を受

けることができるまちづくり」であります。第6期総合計画では、基本事業を①医療体制の充実から④健全な経営の推進までとしておりましたが、全て市立病院についての記述であり、市立病院を含む市全体の医療という視点が必要であるとの考えから、第7期総合計画では、市全体の医療体制を①地域医療体制の推進として位置づけ、そのうち市立病院につきましては、基本事業を一つに集約したところであります。

最後に、基本施策7.(社会保障制度)「社会保障制度の健全運営に努めるまちづくり」であります。第6期総合計画では、基本事業③国民年金制度への理解と加入・納付の促進として位置付けておりましたが、市の役割が学生など保険料の免除申請の受付や広報など年金事務所への協力、その他の業務に限られているとともに、国民年金制度の運営主体が国であることから、第7期総合計画では削除したところでございます。

教育次長：私から4ページ、③教育・文化・スポーツ部会について、第6期総合計画から第7期総合計画への変更点をご説明いたします。

教育・文化・スポーツ部会では、これからの教育においては、誰もが様々な場や機会において学習活動を促進する必要性が求められており、生涯学習社会の実現の必要性・重要性が高まっているとされている、国の施策の流れに合わせて、学校、芸術、文化、スポーツなどの教育全体を包含する生涯学習への取組を施策の最初とし、以下国の施策の順番にあわせて義務教育、芸術文化、スポーツという流れで大きく組み替えております。

したがって、第6期総合計画の基本施策2.(生涯学習)「一人一人が自ら学び人生を豊かにするまちづくり」では、近年の急激に変化する社会・経済情勢に対応していくため、市民一人一人が生涯にわたり、いつでも自由に学習機会を選択して学習することができ、その成果が適切に評価されるような生涯学習社会の構築を推進することが必要であることから、第7期総合計画では基本施策1として(生涯学習)「生涯にわたって誰もが学び、その成果を活かすことのできるまちづくり」とし、それを実現するための基本事業として、①生涯学習の推進を基本事業といたしました。

次に、第6期総合計画の基本施策1.(学校教育)「子どもたちの生きる力を育み、可能性を伸ばすまちづくり」では、第7期総合計画では基本施策2(学校教育)として、これからは、子どもたちが課題に向き合い、社会を切り拓いていくことが求められていることから、「新たな可能性を広げる」という意味を込めて「子どもたちの生きる力を育み、可能性を広げるまちづくり」といたしました。

基本事業については、北海道教育推進計画に合わせた順に整理し、①確かな

学力を育む教育の推進、②豊かな心を育む教育の推進、③健やかな体を育む教育の推進とし、また第6期総合計画では⑥信頼される学校づくりの推進とされていたものを、第7期総合計画では社会に開かれた教育課程の実現を目指すため④地域とともにある学校づくりの推進とし、以下⑤特別支援教育の推進、⑥教育環境の充実、また第6期総合計画で②就学の支援となっていました。より児童生徒に適した学びの支援なども進めていくため、⑦学びにつなげる支援の推進とし、これから着手する⑧小中学校に係る適正配置の推進を加え、8つの基本事業といたしました。

次に、第6期総合計画の基本施策3.（青少年教育）「青少年の健全育成を進めるまちづくり」では、昨今の多様な課題や社会の環境変化に対し、地域社会では住民主体での対応が求められており、また住民の学習活動を支援する機会の強化が求められていることから、第7期総合計画では基本施策3.（社会教育）「地域とのつながりを育み、学ぶ環境の充実したまちづくり」といたしました。

基本事業については、「地域とのつながりを育み、学ぶ環境の充実したまちづくり」を推進する観点から、第6期総合計画の基本施策2.（生涯学習）の中の②読書活動の普及促進、③社会教育施設における学習活動の推進と、基本施策3.（青少年教育）の①家庭教育の推進、②地域で支える青少年健全育成の充実を合わせ、第7期総合計画では主に社会教育法の記載の順として、①公民館における学習活動の推進、②読書活動の推進、③家庭教育支援の充実、④青少年健全育成活動の充実としております。

次に第6期総合計画の基本施策5.（芸術・文化・文化財）「豊かな心とふるさと意識を育むまちづくり」では、芸術文化活動や郷土の歴史への理解・愛着を深めることがこれからの時代にも求められていることから、第7期総合計画では基本施策4.（芸術・文化・文化財）「文化に親しみ郷土への誇りを育むまちづくり」としました。

基本事業については、①芸術文化活動の充実は第6期総合計画と同様としており、②は「文化財の保護」加えた基本事業としております。

次に第6期総合計画の基本施策4.（スポーツ）「スポーツ・レクリエーションに親しめるまちづくり」では、これからは健康づくりや誰もが取り組めるスポーツ・レクリエーションの創出が求められていることから、第7期総合計画では基本施策5.（スポーツ）「スポーツ・レクリエーションに親しみ、健康的で生きがいのある暮らしを推進するまちづくり」といたしました。

基本事業については、健康づくりや生涯スポーツ社会を目指すため、施設整備などのハード面については、一定程度終えていることから、最初にソフト

面の推進として①スポーツ・レクリエーション活動の推進とし、②としてスポーツ環境・施設の整備の促進として順番を入れ替えております。

第7期総合計画の策定にあたり、砂川市内においても少子化が進むなか、児童生徒の減少傾向が続き、学校の小規模化が顕著となっています。このような状況のなか、子どもたちが将来にわたって多様な教育の機会や様々な人との出会う機会にも恵まれ、これからの時代に求められる資質や能力を身に付け、生きる力を育むため、より良い教育環境を整える必要があることから、学校の適正配置は必要かつ急務であり、第7期総合計画の基本施策2.（学校教育）「子どもたちの生きる力を育み、可能性を広げるまちづくり」に「⑧小中学校に係る適正配置の推進」として、第7期総合計画の計画期間中に事業を推進していくものとして整理しております。

以上、最近の課題を踏まえ、第7期総合計画を取りまとめたところであります。

建設部長：資料1の5ページをご覧ください。私からは都市基盤部会で協議した、第7期の基本施策と基本事業についてご説明します。

初めに、基本施策1.（道路環境）「安全で快適な道路環境が整ったまちづくり」です。基本事業は、3事業としたところであります。

「①道路改築事業の推進」ですが、第6期では「①道路網の整備」としていましたが、第7期では、「新設の道路」よりも、主に「市道改良舗装」や「歩道の設置」「街路灯LED化」などを進めるため、このように設定したところであります。

次に、「②道路施設の維持・修繕と長寿命化の推進」及び「③冬期間の安全な通行の確保」ですが、第6期では「②道路の維持管理」としていましたが、市民アンケートの結果では、冬期間の除排雪の要望が高く、冬の道路確保は重要事項でもあることから、夏の道路施設の維持修繕と冬期の除排雪事業を分けて設定することとし、新たに、「③冬期間の安全な通行の確保」を加え、冬の道路対策として、安定した除雪体制の確保などを目指すこととして設定したところであります。

続きまして、基本施策2.（交通環境）「利便性に優れた交通環境が整ったまちづくり」です。基本事業は、2事業としたところであります。

「①広域幹線道路の整備促進」は、第6期からの継続です。「②公共交通の利便性の向上と確保」ですが、第6期の「③移動交通手段の充実」と「④へりポートの適正管理」を1事業にまとめ、民間バス路線の維持に努めるとともに、市営乗合タクシー事業の安定した利用などを進めることとし、また、本市の交通環境の課題となっています、JR 砂川駅ホームの設備改善化を進める

こととして設定したところであります。

なお、第6期では、「②高速道路の利便性の向上」を設定していましたが、主たる目的であったスマートインターチェンジが、すでに完成し、今後は、利用者の促進が主となることから、「産業振興・観光」分野において観光客などをまちなかへ呼び込む取り組みと連携して表すべきと考え、交通環境の分野から削除したところであります。

続きまして、基本施策3.（住環境）「安心して暮らせる住生活を実現できるまちづくり」です。基本事業は、5事業としたところであります。

ここでは、住環境施策の現状と今後の取り組みを考えた中で、民間住宅対策、公営住宅対策、住み替え対策、空き家対策の視点に立って見直したところであります。民間住宅対策では、「①安全・安心な住環境整備の促進」とし、持ち家の取得やリフォーム、地元企業への支援などを行うことを想定しております。公営住宅対策では、「③公営住宅の良質な住環境の整備」。住み替え対策では、「④円滑な住み替えの推進と移住定住の促進」。空き家対策では、「⑤空き家の活用・適正管理の推進」として設定したところであります。なお、「②まちなか居住の促進」については、第6期からの継続となっております。

続きまして、基本施策4.（上下水道）「安定した事業運営による安全・安心な水環境を守るまちづくり」です。基本事業は、3事業としたところであります。「①良質な水道水の安定供給の確保」は、第6期からの継続です。下水道につきましては、将来にわたって安定した経営などが求められることを踏まえ、「②効率的かつ効果的な汚水・雨水処理の推進」として設定しました。また、「③生活排水等の適正処理の促進」については、第6期での「③水洗化の促進」と「④合併処理浄化槽の普及促進」について、関連性が高いことから、ここでは統合して設定することとしました。

続きまして、基本施策5.（快適空間）「美しい街並みの広がるまちづくり」です。基本事業は、2事業としたところであります。

ここでは、公園の修繕・整備と緑の適切な維持管理を進めるため、基本事業の名称を見直し、「①公園施設の長寿命化と適正管理の推進」、「②豊かな緑と美しい街並みの保全」として設定することとしました。

最後に、第6期で設定していましたが、基本施策6、（治山・治水）「自然災害の発生を防ぐまちづくり」ですが、第7期では、「生活環境・防災部会」において、基本施策（地域防災・減災）の、基本事業「③災害を防ぐ施設整備の推進」として設定されたところであります。

以上、都市基盤部会の報告を終わります。

経済部長：私から産業部会の変更点などご説明させていただきます。資料1の6ページ

になります。1（農林業）ですが、第6期総合計画では、基本施策を「安全で安心な作物を生産する農業を営み、美しい森林をつくるまちづくり」としておりましたが、作物の他に酪農もあることから、「安全で安心な農畜産物を生産する農業を営み、美しい森林をつくるまちづくり」としております。その他、基本事業の6項目はそのままで、順序を変えております。6項目すべて、農業を今後も持続可能な産業とするために取り組まなければならない事業ですが、取り組みの優先度から順序を変えております。砂川の農業は、地域経済を支える重要な基幹産業のひとつであり、お米やミニトマトなどブランド化してきておりますが、後継者不足をはじめ農業経営は厳しい環境にあることから、基盤整備や担い手育成、スマート農業などに取り組み、持続可能な産業としていくものであります。2（商工業）は、②の「商店街のにぎわいの創出」を第7期総合計画では「商店街の活性化」としたほか、第6期総合計画にありました、3（産業振興）を包含し基本事業に「④地域ブランドの確立」を新設しております。第6期総合計画では、基本施策（産業振興）「新たな産業創出の可能性を広げるまちづくり」、基本事業「異業種連携の促進」としておりましたが、第7期総合計画では、異業種連携をさらに進め、新商品開発のみならず地域ブランドを確立し、販路拡大、売上向上を進めることから、2（商工業）「商工業の振興でにぎわいと活気をもたらすまちづくり」に含めております。また、商店街の活性化を図るため、駅前地区に整備される施設との連携や創業の支援と事業承継の取組を推進していくとともに企業立地を推進していくこととしております。3（労働環境）「安心して働くことができるまちづくり」は、基本施策、基本事業に変更はありませんが、砂川高校や市内企業と連携して実施している「ジョブスタート事業」を継続し若年者の地元定着を図るとともに、企業への支援の充実や「働き方改革」に対応した情報提供を推進していくものであります。4（観光）は基本施策を「観光の振興で魅力あふれるまちづくり」とし、3つあった基本事業を「①魅力ある観光の推進」「②観光客誘客の推進」の二つとしております。北の砂川ハイウェイオアシス館、子どもの国から南のオアシスパークまでの観光資源や「すながわスイートロード」など、砂川の魅力発信と受け入れ態勢の整備を観光協会などとともに充実させ観光客の誘客を推進していくものであります。最後に新設した項目ですが、5（市街地賑い）「まちなかに賑いをもたらすまちづくり」、基本事業「①まちなかの賑い創出」は、中心市街地の活性化を図るため、市民の意見を伺いながら賑い創出に寄与する施設を整備する「砂川駅前地区整備事業」が関係事業であり、市民が気軽に訪れ、周辺へ賑いを波及させることで、地域経済の活性化により中心市街地の賑いを図るものであります。以上、産業振興部会からの報告といたします。

総務部長：続きまして、市民参画・コミュニティ・行政運営部会から報告をいたします。
資料は7ページになります。

まず、基本施策についてであります。第6期総合計画では、1の「協働」から6の「広域行政運営」まで、6点を掲げておりましたが、第7期総合計画においても同様の施策としているところでございます。

次に、施策ごとの基本事業であります。1点目の「協働」の基本事業を「協働事業（活動）の充実」と「広報広聴活動の推進」の2点としております。協働事業につきましては、お手元の資料3の19ページに具体的に記載させていただいておりますが、市と協力して行う協働事業の継続に努めるところであります。広報広聴活動の推進につきましては、広報紙やホームページ等を通じて情報提供に努め、市民の意見を把握しながら市政に反映するところとございます。

続きまして、2点目の「地域コミュニティ」についてですが、地域コミュニティでは基本事業を1点に集約しており、町内会などのコミュニティ活動の推進に努めるところとございます。

3点目、「行政運営」については、基本事業を2点にまとめております。まず1点目は、わかりやすい計画行政を推進することとしており、策定段階から幅広く市民の参画を促進しながら計画を策定し、策定後は適切な進行管理を行うところとございます。2点目の機能的な組織の確立と人材育成の推進につきましては、内部事務ではありますけれども、職員が能力を向上させられるよう人材の育成を進めるとともに、機能的な組織体制を確立することとしております。

次に5点目の「財政運営」でございます。財政運営については、基本事業は6計と同様であります。順番を変えまして、1番目を財源の確保、2番目を適正な財産管理の推進、3番目を財政の健全化としております。内容につきましては、財源については自主財源の確保に努め、適正な財産管理の推進については、公共施設等の効率的な管理運営と利活用を図っていくと定めております。また、財政の健全化については、効果的・効率的な財政運営を行うところとございます。

最後になりますが、6点目、「広域行政運営」でございます。これについても第6期総合計画と変更はありませんが、引き続き、行政区域を越えて、今後も持続可能な地域づくりを進めることで、近隣市町と連携した広域的な取り組みを推進し、効果的・効率的な行政運営を進めるとしたところとございます。以上でございます。

会 長：ただいま6つの部会から6期から7期への変更内容等について説明がありま

した。ご自身の担当以外の分野についても目にされたところですが、他の分野の内容をご覧になって、ご確認されたいことなどはございませんか。細かい文言についてはまだ手直し等あると思いますが、内容について気になる点がありましたら承りたいと思います。

～ 質疑等無し ～

会 長：特にご意見がないようなので、各部会ではこのように取りまとめたということでご理解いただきたいと思います。

(2) 協議事項

会 長：それでは、次に、議事の（２）協議事項に入ります。はじめに①の「将来人口推計と目標人口（案）について」事務局から説明をお願いします。

事 務 局：それでは、協議事項の①「将来人口推計と目標人口（案）について」ご説明いたします。この人口推計の関係につきましては、第３回審議会におきまして、「砂川市の将来人口（参考資料）」を配付し、これまでの人口推移の状況や、国立社会保障・人口問題研究所、以降社人研と呼ばせていただきますが、社人研が平成３０年度に公表した、本市の将来推計人口などについてご説明し、具体的などころの検討・協議については、「市民参画・コミュニティ・行政運営部会」で行うことをご承認をいただいておりますが、１月３０日開催の第３回「市民参画・コミュニティ・行政運営部会」において、協議が整いましたので、その内容につきまして、ご説明させていただきます。資料につきましては、「資料５」と「資料６」の２種類を用意しています。「資料５」については、部会の審議結果を（案）としてまとめたものとなります。お開きになって、３ページの「４．目標人口」のところをご覧ください。部会としての結論から申しますと、後ほどご説明しますが、いくつかの手法を用いて求めた推計人口を基に、比較・検討を行いまして、１４,９０４人を推計人口としたところであります。また、議論の中で、まちづくりは、目標をより高く持って進めていくべきではないか、という意見もありましたので、目標人口としましては、１５,０００人としたところであります。それでは、「資料６」を使いまして、比較・検討を行った人口推計の内容、経過について、ご説明いたします。まず、人口推計にあたっては、今後も人口減少が予測される中ではありますが、将来に向かって希望が持てるように、大きく減少はしない方向で検討したところであります。「資料６」の２ページをご覧ください。表には、①から

⑦まで7つの推計が掲載されています。この中で、①と②については、既に公表されているものです。③から⑦の5つの推計については、今回、独自に推計したものになります。赤い数字の部分が第7期総合計画の目標年（令和12年）に当たる部分であります。ご覧になってお分かりかと思いますが、「④コーホート要因法（パターン2）」に記載の14,904人が、先ほど説明した、目標人口を15,000人と定める際に用いた、推計人口となっているものです。今回、独自に推計した手法としましては、「③④のコーホート要因法」、「⑤のトレンド法」、「⑥⑦の過去10年間・5年間の人口増減率」により、推計を行ったところであります。「コーホート要因法」については、今回、最終的に用いた手法でありますので、後ほど、説明したいと思いますが、先に、「トレンド法」と「人口増減率」による推計についても、内容について、若干、ご説明したいと思います。

まず、「トレンド法」による推計については、5ページをご覧ください。トレンド法とは、過去の住民基本台帳の人口動態の傾向が、将来も同じように推移するという考え方で推計する方法です。下の推計式によりますと、傾きのaの値がマイナス249.7人となりますので、年間約250人ずつ減ることになり、令和12年には14,145人の予測となります。

次に、6ページ、7ページをご覧ください。こちらは、「住民基本台帳人口の推移による推計」でありまして、過去10年間の増減率と、過去5年間の増減率の、2通りを推計しています。目標年である令和12年の人口は、10年間の増減率では14,545人、次のページになりますが、5年間の増減率では14,384人の予測となりました。但し、これら「トレンド法」と「人口増減率」により推計する手法では、出生・死亡・転出入などの人口変動要因等については、考慮されない形での推計となります。

一方、今回の推計手法とした、「コーホート要因法」を用いた場合には、出生・死亡・転出入などの人口変動要因については、考慮された形で推計できるものとなります。それでは、その「コーホート要因法による推計」について、3ページ、4ページでご説明いたします。

まず、「コーホート要因法」の推計方法ですが、ある年（基準年）の男女・年齢別人口を基準としまして、「人口動態率（出生率・移動率）」などの「仮定値」を当てはめて計算する方法です。この「コーホート要因法による推計」は、社人研で公表されている「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」（社人研推計 H30 公表）で用いられているほか、国や北海道、自治体が策定している人口ビジョンにおいても、その社人研の公表値を基に、人口動態率などを『独自の仮定値に置き換えて』人口推計を行っています。『独自の仮定値に置き換える』とはどういうことかと言いますと、社人研推計で

は、「基準人口として用いた年」の、過去5年間の数値の推移・傾向を基に「今後この傾向が続いていくので、こうなりますよ」という推計になります。しかし、市としては、人口に関して言えば、減らさない、増やしたい、という思いで、総合計画の中で施策の展開を図りますので、その結果として、出生や転出入などの人口の動きがどう変化していくのか、というところの見込みを加えた「数値」に置き換えて、推計に反映させるということです。この独自推計のベースになるが、社人研が、平成27年国勢調査人口を基に推計し、平成30に公表した推計人口でありまして、2ページの表を見ていただくと、「②社人研推計H30公表」の列になります。目標年の令和12年は、13,176人と推計されています。急激に人口減少が進むような数値にも見えますが、社人研としては、先ほども説明しましたが、「基準人口として用いた年」の、過去5年間の傾向を基にしていることから、平成27年国調人口を用いたとすれば、平成22年～27年の傾向を基に割り出した結果であります。それでは、3ページに戻りまして、いまご説明した社人研推計の公表値を基に、推計で用いられている、③の合計特殊出生率と④の将来の移動率を、市独自の数値に置き換えて推計したものが、ここに掲載している内容です。③の合計特殊出生率については、国の長期ビジョン、北海道人口ビジョンと同様に、令和2年に1.60程度、令和12年に1.80程度、令和22年に2.07程度まで上昇させて、令和23年以降も、その2.07を維持すると仮定しています。次に④の将来移動率ですが、将来移動率とは、転入・転出による人口の移動率でありまして、パターン1とパターン2の2つのパターンを仮定したところです。それでは、パターンを説明する前に、なぜ、社人研では、大きく人口が減少すると推計しているかについて説明したいと思います。資料5の2ページの方が、若干詳しく説明が書いてありますので、そちらをご覧ください。上部の、転出入の推移の表をご覧ください。再三になりますが、「H30公表の社人研推計」で用いている移動率については、平成22年～27年の5年間の転出入の傾向からきているものです。平成22年～27年の5年間は重要です。上の表の青線囲みの部分が、その平成22年～27年ではありますが、当市では、平成23年から社会減が50人台から70人と転出超過が増え始め、平成26年には205人と転出超過が大きくなっており、ちょうどこの転出超過が膨らんでいた期間が、社人研が推計で用いる5年の期間と重なっていることがわかります。この5年間については、平均で、年間117人の転出超過となっています。このことから、社人研では、本市は今後も、このH22～H27の人口移動の傾向が継続すると仮定して、平成27年から令和2年の5年間で549人(110人/年)、また、資料には記載していませんが、令和2年から令和12年の10年間では、880人の転出超過になると推計されていました。しかし、実際はど

うかと申しますと、上の表の赤線囲みの部分になりますが、社人研では、年間約110人ずつ減少すると見込んでいた平成28年から平成30年については、年間50人程度の転出超過で収まっており、結果的に、社人研の推計の半分に転出超過が抑えられている状況です。これは、平成27年から「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に取組み、「子育て支援」や「住宅施策」などの効果だと考えられます。

それでは、資料6の3ページに戻りまして、パターン1になりますが、今の説明のとおり、社人研の推計の半分に転出超過が抑えられている状況から、社人研では、平成27年から令和2年までの間に、年間110人転出超過としてしているとしている「移動率の仮定値」を、「0.5倍」と書いておりますが、「半分に縮小」し、その後も、その値を維持すると仮定して推計したのが、パターン1でありまして、目標年の令和12年の人口は、14,366人となったところでした。

次に、今回、当市の推計人口として採用した、パターン2であります。令和2年までは、パターン1と同様に、移動率が「半分に縮小」と仮定し、その後については、令和2年には、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、令和3年には、第7期総合計画がスタートしますので、これまで以上に様々な人口減少対策に向けた施策が展開されますので、その後は、転出超過が限りなく、なくなるよう目指すのも必要で、実現性も期待できるのではないかと考えまして、令和2年から令和7年（中間年）までには、転出入が均衡化（±0）すると仮定して推計しましたのが、パターン2でありまして、目標年の令和12年の人口は14,904人となったところでした。

以上が、資料の説明となりますが、国の人口が減少社会に突入し、特に地方の人口減少が加速化している中におきまして、人口減少に歯止めをかけ、持続可能なまちづくりを進めていくために、設定する目標人口については、多すぎず、少なすぎない数値にすべきであることから、大変悩ましいところではあります。国の機関である人口問題研究所が示した将来推計人口を基に、今後のまちづくりによる人口動態の予測を反映して人口推計を行い、部会として「資料5」のとおりまとめましたので、全体のご審議について、よろしく申し上げます。

会長：ただいま、事務局から「将来人口推計と目標人口（案）について」、部会で協議した内容について説明がありましたが、ご理解いただけただけでしょうか。簡単に言うと、社人研は砂川市の社会減が非常に多かった時期の数値を使っているため、結構厳しい推計結果になっていますが、ここ数年だと社会減は二桁の60人ぐらいに抑えられてきています。これは総合戦略が功を奏している

という認識だと思います。そして、社会減がその状態に抑えられているということを勘案して、社人研とは違う方法で推計した結果が14,904人。砂川市人口ビジョンで定めた15,071人というのは総合戦略を作る際に推計した砂川市独自の推計でありますけれども、それに近いようなところまで来ているというのがこの数字だと思います。したがって、14,904人というところが目標の数値になるのですが、やはり行政としては全ての予算についても何でも人口が基本になりますから、これを少なく見るのではなく、目標としては15,000人が妥当ではないかというのが部会からの報告でございます。わからないことなどがありましたら言っていただきたいと思います。

委員：社会減が多かった平成24年から27年までの時期なのですが、何か特別な事情があって転出者が多かったのでしょうか。

総務部長：特殊事情というかはわかりませんが、この間の減少率を見ますと、砂川市の特徴的な部分は18歳前後の方、それから22歳前後の方の転出者数が非常に多くて、出ていって出ていって、戻って来ないというのがございます。その当時の18歳、22歳という学生が終わった年代の人口が決して少ない時ではないというのが原因の一つではないかと思っています。その後の社会減が抑えられている年につきましては、先ほども説明しましたけれども、27年度に策定した総合戦略の中で、人口対策という部分で、転入者を増やすために移住定住促進住宅をつくるなど、出ていく人を少なくするために市長の政策をうってきたところです。18歳、22歳の出ていく人を少なくするということには中々なっていないのかもしれませんが、それ以上の年齢の人たちの転出を抑えた結果がこの5年間の数字の変化かなと思っています。今の小学1年生は100人をきったという状況ですけれども、十数年前、今の18歳、19歳の人をどのくらいいたかというところ、やはり3桁は優にいる年代であります。その中で地元に残らずに出ていく人が多かったというのが当時の社会減に表れているのだと思います。個別の人が何で出ていったかは調べようがないものですから、大体の予想としてはそのような形になっていると思っています。決して市内の企業がなくなったということではなくて、市立病院の看護師も26年くらいから増えてきて、その辺の影響もあるはずですが、やはり卒業される18歳から22歳くらいの方の減少が非常に多かったというのが原因の一つかなと思っています。

会長：他にご意見等ございませんか。

～ 質疑等無し ～

会 長：ないようであれば、目標人口の設定については15,000人ということで決定させていただきます。よろしくお願いいたします。

～ 委員の了承 ～

会 長：それでは、目標人口については、15,000人ということで設定させていただきます。続きまして、②の「第7期総合計画（素案）について」事務局から説明をお願いします。

事 務 局：それでは、協議事項の②「第7期総合計画（素案）について」ご説明いたします。資料は、資料7になります。ご覧ください。この素案につきましては、これまで開催してまいりました審議会におきまして、資料として提示させていただいた、「砂川市総合計画策定方針」や「砂川市の状況」の中から、掲載部分を転記し、第7期総合計画の中の、前段分部にあたる「総論」部分をまとめたものです。大きな項目としては、「総合計画の考え方」、「砂川市の概要」、「時代の潮流」を掲載するものであります。それぞれの掲載内容につきましては、これまでの会議で説明しておりますので、今回は、説明は省略させていただきます。また、掲載項目の構成につきましても、第6期総合計画から、大きくは変わっておりませんが、2点ほど変更した部分がございますので、ご説明します。

1点目は、3ページの（2）計画の位置付けです。「計画の位置付け」については、地方自治法が改正により、総合計画策定の義務付けが廃止されましたが、本市では、「これまで通り、議会の議決を経て作ります」と、策定方針の中でも、新たに掲載したところでもありますので、計画書においても、その旨を、「計画の位置付け」と項目立てをして、掲載することとしたものです。2点目は、5ページの（4）計画の構成と期間のところですが、第6期総合計画では、この「計画の構成と期間」の前に、「計画の名称」という項目立てがあり、『新しい総合計画の名称を、「砂川市第6期総合計画」とします。』という記述がありましたが、今回は、その「計画の名称」と項目をなくして、計画の名称については、3ページ、最初の項目であります、「（1）計画策定の趣旨」の、最後の行に、『「砂川市第7期総合計画」を策定するものです。』としたところです。

次に、「時代の潮流」についてご説明します。11ページからになります。この「時代の潮流」につきましては、前回、第3回の審議会において、項目と内

内容を箇条でお示ししていましたが、文書にいたしました。内容については、世界的・全国的な流れでありながら、砂川にも関わりのあるような、状況（現状や課題）や、世間・市民から求められている姿を描けているとは思いますが、何かお気づきの点がありましたら、ご指摘願います。この素案につきましては、これまでの資料から、総合計画の「総論」部分をまとめたものです。今後は、「めざす都市像」を含む基本構想部分や、「土地利用の方針・まちづくりの重点課題」を含む基本計画部分を盛り込みながら、答申書（案）、計画書（案）として、取りまとめていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

会 長：ただいま、事務局から説明がありました。全体通して、ご確認されたいことなどはございませんか。ないようであれば、ここで一度休憩を入れますので、ご質問があればご質問から受けたいと思います。

～ 休憩 ～

会 長：それでは会議を再開したいと思います。先ほど事務局から説明していただいた第7期総合計画（素案）については、総合計画の前段部分である総論にあたる部分になりますが、ご確認したいことなどございませんか。

～ 質疑等無し ～

会 長：それでは、この素案を基に事務局の方で進めてもらいたいと思います。続きまして、③の「総合計画におけるSDGsの推進について」事務局から説明をお願いします。

事 務 局：それでは、協議事項の③「総合計画におけるSDGsの推進について」ご説明いたします。資料8になります。資料に沿って説明しますので、1ページをご覧ください。SDGsにつきましては、近年、テレビや新聞等で、下のページにあるような、マーク・アイコンを目にすることが多くなってまいりました。特に環境面から、電気などのエネルギー対策、リサイクル関連の取組の宣伝・紹介に際し、登場する印象があります。SDGsは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」のことで、国際社会共通の目標であります。持続可能な世界を実現するための、包括的な17の目標と、細分化された169のターゲットで構成されておまして、「誰一人取り残さない」社会の実現を理念としています。経済・社会・環境をめぐる広範囲

な課題に対する統合的な取り組みが示されていることから、「国連版の総合計画」ともいえるものです。

次に2ページですが、SDGsの包括的な17の目標であります。具体的な内容につきましては、7ページから15ページに記載しています。

次に3ページですが、SDGsに関する国の動きです。2016年5月、政府内に「SDGs推進本部」が設置され、同年12月には「SDGs実施指針」が策定されるなど、取り組みが進められています。この「実施指針」には、自治体における各種計画や戦略の策定や改訂にあたっては、SDGsの要素を最大限反映することを奨励しています。さらには、令和2年度から始まる第2期総合戦略の策定にあたり、国は、指針の中で、横断的な目標として「SDGsの実現などの持続可能なまちづくり」を新たに加えたほか、国の総合戦略の指標として、「SDGsの達成に向けた取組を行っている都道府県及び市区町村の割合」を60%にする目標を設定し、地方自治体の取り組みの促進を強化したところです。

次に4ページ、北海道の動きになりますが、国から2年遅れて、2018年5月に「SDGs推進本部」を設置、2018年12月に「SDGs推進ビジョン」を策定し取り組んでいます。この、道の「推進ビジョン」にも、国の「実施指針」と同様に、自治体に対しては、総合計画等にSDGsの要素を最大限反映するよう記載されています。

次に5ページは、北海道のSDGsの啓発チラシになります。北海道総合計画とSDGsの関連性を示すことで、SDGsの推進を図っているところです。

次に6ページは、総合計画におけるSDGsの考え方についてであります。SDGsの目指す17の目標には、国レベルで取り組むものが含まれており、総合計画における取り組みとは、対象や規模は異なりますが、目指すべき方向は共通するところが多くあります。そこで、本市としても、SDGsの理念や目標、国の動向等を踏まえながら総合計画の各施策・事業を実施するなど、総合計画を推進することにより、SDGsの推進を図ろうとするものであります。

次に7ページから15ページまでは、SDGsの17の目標に対する「説明」と、「自治体行政の果たし得る役割」について記載しています。

次に16ページから21ページには、現時点で取りまとめ終えた34の基本施策と、SDGsの17の目標との関係を整理しました。関連付けについては、基本施策の目標、施策を構成する基本事業、更には事務事業について、個々の事業の目的等が、SDGsの17の目標（ゴール）と結びつくかどうかで振り分けています。今の段階は、あくまで事務局として考えられる範囲で関連付

けたものなので、今後、変わる可能性はあります。

また、22 ページから 23 ページにかけては、これらをまとめた対応表を載せています。このような対応表は、最近、総合計画を策定した多くの自治体で取り入れており、計画とSDGsの関連を表しています。当市においては、対応表だけではなく、24 ページに「みやま市」の総合計画を例に付けておりますが、計画書の中の、基本計画の各基本施策のページ部分にも、SDGsのアイコンを掲載しようと考えているところです。

資料の説明は以上となりますが、このSDGsの推進につきましては、国から強い要請も感じますし、自治体のみならず、民間企業等においてもSDGsに対する意識の高まり、取り組みの広がりも見られることから、市としても、総合計画に取り入れない理由がないと考えています。計画への具体的な掲載の方法につきましては、これから決めていこうと思いますが、計画に、SDGsの理念を盛り込むことに関してご承認いただきたく、ご審議をお願いいたします。

会 長：ただいま、事務局から説明がありましたSDGsについては、国・道も推進しておりますし、民間の方でも取り組みを進めております。これを総合計画における基本施策の目標と照らし合わせて、総合計画の中に17の目標を当てはめることによりSDGsを推進するというので、まずはSDGsの目標を総合計画の中に反映させるということで問題ありませんか。

～ 質疑等無し ～

会 長：それでは、そのように反映させていくということで、よろしく申し上げます。今回事務局でSDGsの目標を当てはめてくれていますが、何か気が付いた方は、今後の会議の中でご意見を賜りたいと思いますのでよろしくご意見をいたします。それでは、本日最後の部分になりますが、④の「基本目標について」事務局から説明をお願いします。

事 務 局：それでは、協議事項の④「基本目標について」ご説明いたします。資料9になります。資料は、3種類用意してまして、基本目標ごとに、目標を書きこむための「用紙」、市民アンケートなど、これまでにいただいた意見からキーワードを拾った資料、他市町の基本目標の一覧を用意しています。会議のご案内の際に、「意見交換の進め方」ということでお知らせして、事前の検討をお願いしておりましたので、委員の皆さまも案を用紙に書かれてきたと思っております。基本目標については、今部会ごとに分けている6つの分野ご

とに、関連する基本施策や基本事業を進めていくことによって、どうなるか、どうなったら良いか、どうしたいか、そのようなイメージを膨らませ、『こんな風なまち』になって欲しいということをフレーズにしたものが「基本目標」になります。本日で全部決まらないかもしれませんが、ポイントとなるキーワードを出していただいて、次回何とか形にしてお示ししたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

会 長：ただいま説明がありましたように、事前に皆さんに資料を配布しておりますので考えてきた方もいらっしゃるかと思います。資料9には第6期のときの基本目標がそれぞれ書かれておりまして、資料の中にこれまでの会議で出されてきたキーワードが一覧となって出ておりますけれども、改めまして皆さんからこのフレーズは入れてほしいというようなことを考えてきた方がいらっしゃいましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

事 務 局：ただいまの説明の中で申し忘れておりましたが、「教育・文化・スポーツ部会」の基本目標のフレーズについて、第5期総合計画も第6期総合計画も、砂川市教育目標からこのフレーズを取っておりまして、現在のところ教育目標のフレーズが「豊かな心と学ぶ力を育むまち」と決まっておりますので、こちらについては教育目標と合わせて、「豊かな心と学ぶ力を育むまち」という基本目標で進めたいと考えております。

会 長：教育目標の中でフレーズがすでに定められているようで、教育・文化・スポーツについては、それを使いたいということでもあります。他にどなたかご意見等ございませんか。フレーズでも構いません。

委 員：まず、生活環境・防災部会のところでは、「安心して心地良い暮らしをつなぐまち」、次に医療・保健・福祉では、「できることを認め合う 優しく元気なまち」、都市基盤では、「豊かな自然にかこまれ 誰もが住みたくなるまち」、産業振興では、「みんなで作る 活気がみなぎるまち」、市民参画については、「一人ひとりが歴史を未来へつなぐまち」というのを考えました。

会 長：ありがとうございます。他にございませんか。文章でもフレーズでも構いません。

委 員：他市町村を参考にさせていただきましたが、言葉遣いとしまして、最後の言葉がまちで終わるのか、まちづくりで終わるのかでニュアンスが変わってくる

と思います。他市町村の半分くらいはまちづくり、もう半分はまちで終わっていて、これによって前の言葉も変わってくると思う。ちなみに私としては、まちづくりにした方がスムーズに発表できるような気もする。

一つ目の生活環境防災のところは、「総力でたしかな安全安心めざすまちづくり」、医療・保健・福祉では、「助け合い思いやりあふれるまちづくり」、教育・文化・スポーツにつきましては、「健やかで豊かな心を育むまちづくり」、都市基盤では、「すみずみまで目のとどく環境のまちづくり」、産業振興では、「地道でゆるぎのない賑わいのまちづくり」、最後に市民参画については、「協働のまちづくりが根付き広がるまちづくり」という言葉を考えてまいりました。

会 長：ありがとうございます。事務局の方でも、会議の中で出た色々なフレーズを控えてありますから、それらを含めて考えていただけたらと思いますが、それが自分たちの思いと違ったら困るので、自分たちの思いはこうだということを言ってほしいなと思います。ないようであれば、これまで各部会が出てきた文言を使ったり、第6期総合計画と比べながら作ったり、次回事務局のほうで素案を提案してもらって、それを揉んでいくということよろしいでしょうか。

～ 委員の了承 ～

会 長：ありがとうございます。今いただいた意見は参考であり、決定ではございません。教育・文化・スポーツについては、先ほど事務局から説明されたもので決定となります。それでは、協議事項の最後、⑤その他について何かありますか。ないようであれば次に進みます。

4. その他

会 長：最後、「4. その他」になりますが、事務局から何かございますか。

事 務 局：今後の審議会の開催予定についてご案内させていただきます。まず、次回は4月末を考えております。こちらについては、後日日程調整させていただきたいと思っております。それと5月末、6月中旬、6月下旬を予定しておりまして、この6月下旬を答申ということで考えております。また、報酬の支払いにつきましては、前回12月25日にお支払いをしておりますが、それ以降の分については、4月10日にお支払いする予定ですのでお知らせいたします。事務局からは以上です。

会 長：今後の予定ということで、6月下旬の答申を目標に進めるということになります。何か今のスケジュール感などでお聞きしたいことはありますか。ないようであれば、以上で第4回総合計画審議会を閉会とさせていただきます。長時間にわたりまして、ご協力大変ありがとうございました。